

令和8年度（2026年度） 歳末たすけあい募金運動

枚方市社会福祉協議会 福祉活動助成事業(社会福祉団体分)実施要領

1. 目的

歳末たすけあい募金を活用し、その時の福祉課題に柔軟に対応した、各種社会福祉や社会貢献に資する活動を支援することを目的に、本助成事業を実施する。

2. 助成対象及び助成事業内容

助成対象	助成事業内容
市内で社会福祉や社会貢献に資する活動に取り組む団体 (会員数が概ね10人以上)	自助グループや当事者団体等が実施する、各種啓発や自主的活動（交流等）に対して助成（飲食を目的とした活動は原則対象外）

但し、以下に該当する団体は対象外とする

- ① 法人格を持っている団体(NPO法人を除く)
- ② ボランティア団体
- ③ 福祉団体としての活動実績が1年未満の団体
- ④ サービスの提供など営利事業を主たる目的とする団体

3. 助成事業実施期間

令和8年（2026年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日の間に行う事業

4. 助成額

各団体 上限30,000円

5. 募集方法

- (1) 令和8年（2026年）6月1日号『社協だより』に掲載
- (2) 5月下旬より、枚方市社会福祉協議会並びに枚方市ボランティアセンターのホームページに実施要領、申請書など様式一式を掲載
- (3) 実施要領等は社会福祉協議会・総務課で配布

6. 助成の申請方法

所定の申請書と必要書類を下記へ提出する。

(1) 申請書

(2) 令和7年度 活動報告及び決算書

(3) 令和8年度 活動計画及び予算書

※(2)(3)について書式は、自由

7. 募集期間

令和8年（2026年）6月1日（月）から19日（金）まで
(窓口時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時30分)

8. 選考

概ね15団体に助成する。なお、申請内容に基づき助成の必要性が高いものを選考し決定する。

9. 事業完了報告

助成事業終了後、事業報告書と必要書類を下記へ速やかに提出。
(提出期限 令和9年(2027年)4月12日(月)必着)

10. 助成金の取り消し・返還

下記に該当する場合は、助成金の決定を取り消し、すでに助成金が交付されている場合は返還していただきます。

- ①助成金を申請の内容以外のものに使用したとき
- ②期限までに報告書が提出されなかったとき

11. その他

前年度助成団体で報告書が期限までに提出されていない団体については、本年度助成金の申請ができないものとします。

12. 書類提出及び問い合わせ先

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会 総務課
〒573-1191 枚方市新町2丁目1-35 (枚方市立総合福祉会館4階)
TEL 072-844-2443 FAX 072-807-5779

【提出書類】

	書類名	説明
申請時	(1)申請書 ※様式1 (2)前年度活動報告及び決算 (3)当年度活動計画及び予算 ※(2)(3)の書式は、自由 ※初めて申請をされる場合は、上記の書類に団体概要(様式5)と会則を添付して提出して下さい	(1)記述しきれない場合は、資料別添可。 (2)(3)・ <u>団体全体の予算・決算</u> になりますのでご注意ください。 ・団体で作成しているのものがあある場合は、申請用に作成していただく必要はありません。
交付決定時	(1)請求書 様式2 (2)振込口座の通帳の写し	(1)・振込名義は原則的に団体のものに限ります。 ・振込先の支店・口座番号等記入名違いがないようご注意ください (2)前年度交付を受けた団体で、口座名義が変わっていない団体は、通帳の写しの提出は不要です。
報告時	(1)報告書 様式3 (2)助成を受けて実施した活動の概要が分かる資料 (3)領収書の <u>原本</u> ※A4版にまとめること (報告書には貼り付けしないで下さい)	(1)記述しきれない場合は、資料別添可。 (2)実施した事業がわかる資料(当日のプログラムや案内・チラシ・活動の写真など)を添付してください。また、備品などは、使用風景がわかる写真を別のA4の紙に添付していただいてもかまいません。 (3)領収書の原本を提出して下さい。 <u>原本の提出が難しい場合は、コピーに団体名・代表者の氏名と押印をしたものを提出して下さい。</u>

※事業の実施に際して作成した印刷物、購入した物品には「歳末たすけ合い募金運動 助成金事業」と記載、若しくは表示(タグやネームラベルを貼るなど)をしてください。